

民生委員・児童委員 静岡市の活動紹介



静岡市

お問い合わせ先

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部
福祉総務課 地域福祉係
電話 054-221-1366
FAX 054-221-1091

民生委員って何をするの？

地域の相談相手と関係機関へのつなぎ役です。

民生委員・児童委員は、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援のつなぎ役」です。

地域住民が抱える悩みや心配事などの相談にのり、必要に応じて関係機関や福祉サービス等の情報を提供し、関係機関等につなぎます。関係機関等が地域住民の課題解決・支援行います。

給与はもらっているの？

無報酬ですが、活動費が支給されます。

民生委員法に、「給与を支給しない」と規定されています。

このため、活動に対する報酬はありませんが、交通費や通信費などの活動に係る実費は支給されます。

静岡市では、民児協の活動に必要な費用と合わせて、年3回、民児協に対して支給しています。

ひとりで活動しているの？

みんなで相談・交流しながら活動します。

民生委員・児童委員は、地域ごとに集まって民生委員児童委員協議会（略称「民児協」）を組織しています。

各委員は、それぞれ担当する地区を持ちますが、同じ民児協の委員などと相談・交流しながら活動を行います。経験豊かなベテラン委員が中心になりながら、民児協が運営されています。

民生委員・児童委員の任期は？

一斉改選から3年です。

民生委員・児童委員の任期は、全国で統一されています。

次回は、令和7年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選されます。

途中から委員になった方も、このタイミングで改選を迎えることとなります。

民生委員って何人くらいいるの？

全国で約23万人、静岡市で約1,200人

民生委員・児童委員は、各市区町村で定数が決まっています。静岡市の定数は令和6年現在1,204人ですが、委員のいない地域もあるため、おおよそ1,200人の委員が活動しています。

目安としては、220~440世帯ごとに一人の委員を配置することになっています。



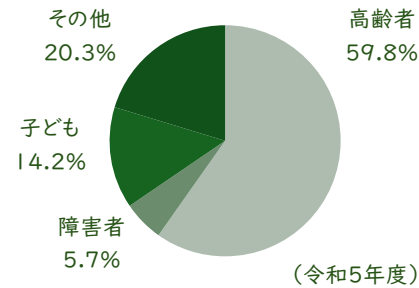
相談・支援

介護や子育てなど、地域住民からの相談を受け、支援を行う関係機関につながります。

静岡市の事例①

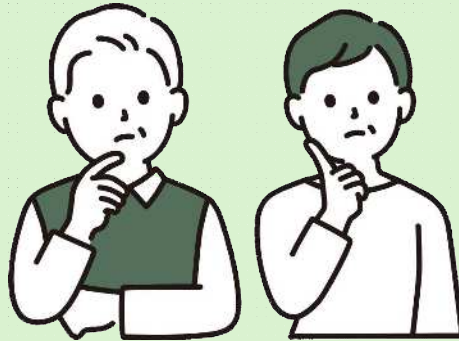
挨拶程度はする高齢の夫婦。ゴミ出しの時に声をかける機会を得、様子を聞くと、支援が必要とのことでした。地域包括支援センターへ連絡。その後、納得の行く支援が受けられたようです。

相談・支援の内訳



静岡市の事例②

70代前半のご夫婦、奥様から電話。パートナーが脳のがんで入院し、退院後のことが心配とのこと。すぐに地域包括支援センターに連絡、ケアマネさんを紹介してもらいました。



訪問・連絡

見守り、声かけなどのために障害者、一人暮らしの高齢者などを訪問します。

静岡市の事例①

新任民生委員の挨拶を兼ね、一人暮らし高齢者世帯を廻ったとき、認知症の疑いのある方と面会し色々話しました。その時は問題ないと思ったが、後日相談を受けたので、地域包括支援センターにつながりました。

静岡市の事例②

带状疱疹の後遺症で7年間も苦しんでいる高齢者。彼女は安全な施設などで暮らしたいといいます。希望が叶えられればよいなと思いながら、訪問を続けていきます。

調査・実態把握

世帯の支援に必要な情報収集や地域の状況把握を行います。必要な内容は「福祉票」に記録します。

高齢者実態調査

毎年4～6月頃に、75歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯を訪問し、身体の状態や連絡先などの聞き取りを行います。調査結果は、福祉サービスへの情報提供や災害時の資料として活用されます。

委員の所感

調査は、地図を見ながら訪問先に行くのですが、なかなか時間が掛かり大変でした。それでも、これをきっかけに支援に繋ぐことができた方に喜んでもらえて本当によかったと思いました。

会議・研修

地区定例会、部会、研修に参加したり、企画運営を行います。

・地区定例会

時 毎月1回
間 地区民児協により異なる
内 民児協の運営に関すること
容 行政依頼事項の周知

・新任研修会

頻 初年度2回、以降年1回
度
内 活動記録の書き方
容 生活保護
高齢者関係事業
子育て支援関係事業 など

・全体研修会

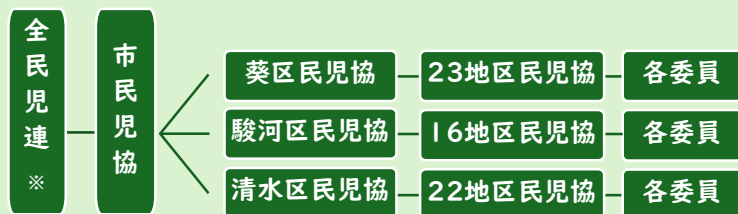
頻 年1回、6月あたり
度
場 静岡市市民文化会館など
所
内 R5「今日における民生委員
容 児童委員活動」



民生委員・児童委員の組織

民生委員・児童委員は、地域の民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。

地区民児協は、静岡市内に61団体あり、全体で市民児協を組織します。同時に、民生委員・児童委員は、行政区ごとに区民児協を組織します。



※全国民生委員児童委員連合会

活動負担金

民生委員・児童委員は、無報酬ですが、活動に必要な交通費・通信費等の実費は支給されます。

静岡市では、協議会の運営に係る費用等と合わせ、地区民児協に対して所属委員分の活動負担金が支給されます。

個人情報の取扱い

民生委員法第15条により、民生委員・児童委員には、職務上知りえた情報を漏らさない義務（守秘義務）があります。

民生委員・児童委員は、要支援者の個人情報の中でも、所得、財産、疾病、障害、家族など家庭の内部にまで踏み込んだ情報を取り扱います。

民生委員・児童委員は、日ごろからの心がけとして、個人情報は「持ち歩かない」、「コピーしない」、「援助が終了したら生活支援課に届ける」を徹底することで、住民一人ひとりの人権を尊重し、信頼関係を築いてきました。

主任児童委員

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から指名された委員で、妊婦さんや乳幼児・児童など、子育てに関することを主に担当します。

各民児協ごと2名程度が指名され、担当区域を持たず、民児協の区域内の民生委員・児童委員の活動に協力し、行政機関との連絡・調整を行います。

児童虐待問題やいじめや不登校といった課題に対して、学校との連携強化が期待されています。

民生委員・児童委員の持ち物

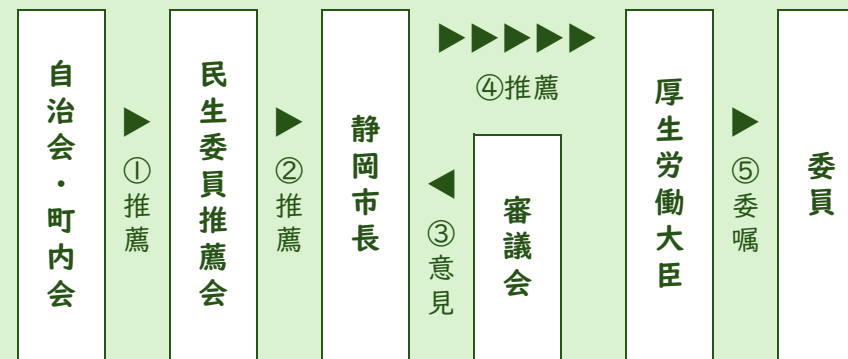
民生委員・児童委員に委嘱されると、次のものが支給されます。

- ・徽章（バッジ）
- ・門標（玄関先に掲げる札）
- ・民生委員・児童委員の証（身分証）
- ・民生委員・児童委員活動の手引
- ・福祉票（要支援者等の情報を記録するための書類）
- ・活動記録（活動実績集計用の書類）
- ・筆記用具等



徽章（バッジ）

候補者の推薦から委嘱までの流れ



民生委員・児童委員は、支援への「つなぎ役」です。



地域住民の困りごと



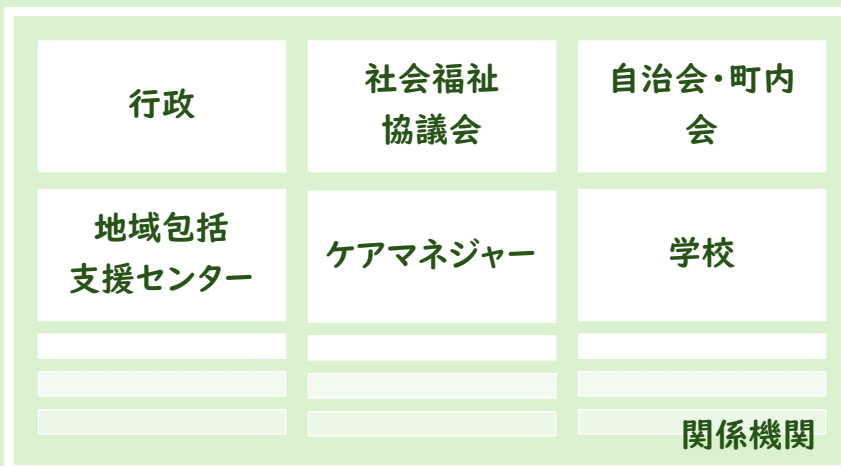
孤立や孤独、生活困窮、子どもの貧困、虐待、認知症
高齢者の生活支援、障害者支援、悪質商法被害防止

見守り・相談

民生委員・児童委員 ↔ 主任児童委員
相談 共有

支援・解決

つなぐ



民生委員・児童委員と関係機関との協力・連携イメージ図

おわりに

民生委員・児童委員の皆様には、地域に暮らす誰もが安らぎと潤いに満ちた豊かな生活を営んでいくために欠かすことのできない重要な活動を担っていただいています。

今後も、地域における福祉の担い手として、民生委員・児童委員の皆様へ寄せられる期待はますます高まっていくものと考えられます。

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

児童憲章(前文)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んじられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。